

保存版



中小学校PTAのしおり



箕面市立中小学校PTA
箕面市稲 1 - 1 5 - 8

箕面市立中小学校PTA規約

第1章 総則

(名称および事務局)

第1条 本会は箕面市立中小学校PTAと称し、事務局を箕面市立中小学校内におく。

(目的)

第2条 本会は教育を本旨とする民主団体として、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員の教育に対する理解と教育の向上及び会員相互の親睦に関すること。
2. 児童の生活環境向上に関すること。
3. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活補導に関すること。
4. 学校行事などへの協力及び会誌、会報の発行、その他に関すること。
5. その他この会の目的を達成するため必要と認められること。

(方針)

- 第4条
1. 本会は目的を同じくする他の団体及び機関と協力する。
 2. 本会は自主独立のものであり、他のいかなる団体や機関の支配、統制、干渉も受けてはならない。
 3. 本会は、営利的、宗教的、政派的にかたよった活動及びその他この会の目的に反する活動には一切関与しない。また、本会及び本会の役員はその名においてこれからのいかなる活動にも関係をもつことはできない。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者および本校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第3章 会計

(会計)

第6条 本会の経費は会費、総会の承認を得た事業等による収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。

(会費)

第7条 本会の会費は、1家庭月額一律300円とする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会の役員は次のとおりとし、会員中より選出する。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 書記 2名 (内1名は教職員) (4) 会計 1名
(5) 会計監査 3名

(役員の選出)

第10条 役員は総会において選ばれる。なお選出の方法については細則の定めるところによる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1年とする。ただし、役員の職については再任を妨げない。

(役員の職務)

第12条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会及び実行委員会を招集し、会務一切を統括するほか次の職務を行う。
 - ① 実行委員会の承認を得て臨時委員会の委員長を委嘱する。
 - ② 実行委員会及び会計監査委員会をのぞくすべての集会に出席して意見を述べることができる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその職務を代行する。
3. 書記は総会及び実行委員会の議事その他、会の活動状況を記録し、これを保管するとともに本会の一般事務処理にあたる。
4. 会計は本会の収支を記録し、現金、預金及び関係書類、印章などを管理するとともに総会に決算報告を行う。

第5章 会計監査

(定数等)

第13条 本会の経理を監査するため、3名の会計監査委員をおく。

(選出)

第14条 会計監査委員は総会において選ばれる。なお、選出方法については第10条に準ずる。

(任期)

第15条 会計監査委員の任期は1年とし、1回限りとする。

(職務)

第16条 会計監査委員は必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第6章 総 会

(総 会)

- 第 17 条 1. 総会はこの会の最高議決機関で、定期総会と臨時総会があり会長がこれを召集する。
2. 定期総会は決算総会と予算総会があり、前者は決算及び次期役員の選出その他必要事項を、後者は予算及びその他の必要事項について審議し、議決する。
3. 臨時総会は実行委員会が必要と認めるとき及び会長が必要と認めたとときのほか、会員の5分の1以上の署名による請求があるとき、会長はこれを召集しなければならない。
4. 総会の日時、場所及び議案は総会の5日前までに全会員に知らせなければならない。

(総会の成立)

- 第 18 条 1. 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
2. やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ他の会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項により委任状を提出した会員は、総会に出席したものとみなす。

(議 決)

- 第 19 条 総会の議事は出席者の過半数で決する。ただし、賛否同数の時は議長の決するところによる。

第7章 委員及び委員会

(委員会等)

- 第 20 条 第3条の事業を行うため専門委員会、地区委員及び学級委員を設ける。

(専門委員会)

- 第 21 条 1. 本会の活動に必要な事項について調査研究、立案をするため専門委員会を設ける。
2. 特別な事項について必要のあるときは、臨時に委員会をおくことができる。
3. 専門委員会及び特別委員会について必要な事項は細則で定める。

(地区委員)

- 第 22 条 1. 各地区における会員相互の親睦と意志の疎通をはかり、児童の安全、校外補導等に努めるため一定の地区ごとに地区委員をおく。
2. 地区割り及び地区委員について必要な事項は細則で定める。

(学級委員)

- 第 23 条 1. 各学級の教育環境を改善し、教職員と保護者の疎通をはかるため、各学級ごとに学級委員を選出しその実現に努める。
2. 学級委員は各学年ごとに1名の学年委員長を互選し学年委員会を組織し各学級間の連絡をはかる。
3. 学年委員長は各専門委員会の正副会長及び地区委員を兼ねることはできない。
4. 学年委員会について必要な事項は細則で定める。

(構 成)

- 第 24 条 実行委員会は本会の役員、専門委員会の委員長、副委員長、各学年長、校長及び教頭（以下実行委員という）をもって構成する。

(職 務)

- 第 25 条 実行委員会は本会の日常活動に関して議決執行するとともに、次の職務をおこなう。

1. 役員及び各種委員会で立案された事業計画の調整に関すること。
2. 各地区間、各学級間の連絡調整に関すること。
3. 総会に提出する議案、報告等の作成に関すること。

(召集及び議決)

- 第 26 条 1. 実行委員会は臨時開催するものとし、会長が招集する。
2. 実行委員会の司会は、副会長の中から選出する。
3. 実行委員会の議事は実行委員の半数以上の出席を得て行い、出席委員の過半数の賛成で議決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(細 則)

- 第 27 条 1. 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定めることができる。

2. 実行委員会は細則を制定または改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

- 第 28 条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

付 則

1. この規約は昭和54年4月1日から施行し、昭和54年4月1日より適用する。
2. この規約は平成3年5月25日より一部改定する。
3. この規約は平成6年5月21日より一部改定する。
4. この規約は平成13年5月19日より一部改定する。
5. この規約は平成18年2月22日より一部改定する。

箕面市立中小学校PTA規約細則

第1章 役員、会計監査委員の選出等

- 第1条 役員、会計監査委員の選出及び就任は次のとおり行われる。
1. 次の方法により選出された委員により推薦委員会をつくる。
 - ①細則第8条に規定する地区ごとに各1名を、それぞれの地区の全会員の中から選挙、またはこれに準ずる方法で選出する。
 - ②実行委員会の委員（会長をのぞく）から3名選出する。
 2. 役員候補者の指名は推薦委員会によってなされた場合も会員側からなされる場合も、その名前を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
 3. 推薦委員会は会員の中から各々の役員候補者をあげ、役員選挙の少なくとも5日前に全会員に通告する。
 4. 役員候補者の追加指名は選挙を行う総会の際、会員席からなすことができる。
 5. 役員の設定は決算総会において推薦委員会の推薦候補者の承認または無記名投票の多数決で決定する。
 6. 新たに選ばれた役員の就任は決算総会において行われる。

第2章 総会、実行委員会での議決等

- 第2条 総会、実行委員会での議決は下記を認め、行われる。
1. 災害や感染症の流行時、社会通念上、総会等を開催できない場合、議決権を書面または電磁的記録により、行使することができる。
 2. 委任状等については書面または電磁的記録を有効とする。

第3章 専門委員会及び特別委員会

- 第3条 専門委員会は広報委員会、厚生委員会及び校外指導委員会をおき、それぞれ次の職務を行う。

1. 広報委員会は
 - ①年度ごとにPTA規約等を発行する。
 - ②PTA広報誌（大地）を発行し、会の活動その他を全会員に定期的に報告する。
 - ③会員の関心、動向、異動などについて報告する。
委員の数は若干名とする。
2. 厚生委員会は
 - ①児童の健康管理に協力し、児童・会員の福利厚生をはかる。
 - ②適宜、講習会・講演会を企画し、会員の健康促進および教養を深めることに協力する。
 - ③給食に関すること。
 - ④各種クラブ活動により会員相互の親睦をはかることなど。
委員の数は若干名とする。
3. 校外指導委員会は児童の校外指導及び交通の安全に努める。
委員の数は若干名とする。

- 第4条 特別委員会はその設置のたびごとに実行委員会の議決によりその委員を選出する。

- 第5条 各専門委員会及び特別委員会の委員長、副委員長は各1名ずつとする。

- 第6条 各専門委員会の委員は、第4章第8条により選出された各地区委員、並びに各学級ごとに互選される者1名とし、これらの者がそれぞれの専門委員会を分担し任務に当たる。

- 第7条 各専門委員会の委員長及び副委員長は、役員及び校長の意見を聞いて専門委員会の委員の中から選挙またはこれに準ずる方法で選出する。ただし、校外指導委員は、地区委員より選出する。

第4章 地区委員

- 第8条 校区の地区割りは、西小路ABC地区、牧落3丁目AB地区、牧落3丁目C・D・4丁目地区、箕面団地AB地区、稲1丁目ABC地区、稲2・4・5丁目地区、稲3丁目地区、稲五中通りAB地区、稲バス通りAB地区、稲バス通りC地区、稲バス通りD地区、船場西地区等とし、必要に応じて変更する

- 第9条 各地区委員の選出は地区ごとにその地区の全会員から選挙またはこれに準ずる方法で、各1名および各2名を選出する。ただし、コミュニティーセンター担当委員は1名とし、12地区で持ち回りとする。

- 第10条 各地区の委員は校外指導に当たるときおよびその他必要なときは、各地区の会員の応援を求めることができる。会員はこの要請について全面的に協力しなければならない。

第5章 学級委員会

- 第11条 学級委員会は各学年ごとに組織し、その構成は各学級より2名の学級委員を選出しこれらの者があたる。

- 第12条 学級委員は各学年ごとに学年委員長を1名選出し、学級間の連絡をはかる。

- 第13条 学年委員長は各専門委員会の正副委員長を兼ねることはできない。

第6章 補欠

- 第14条 各学級より、2名の学級委員及び若干名の専門委員を選出した後、各学級に1名の補欠を選出する。

- 第15条 選出された補欠はその年度末まで補欠の資格を有する。

- 第16条 各学級で選出された学級委員及び若干名の専門委員に欠員が出た場合、特別な理由を除き、補欠が充当される。

第7章 改正

- 第17条 この細則の改正は実行委員会において委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

付 則

1. この細則は昭和54年4月1日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
2. この細則は平成6年5月21日より一部改定する。
3. この細則は平成7年5月20日より一部改定する。
4. この細則は平成8年5月18日より一部改定する。
5. この細則は平成9年12月6日より一部改定する。
6. この細則は平成17年3月5日より一部改定する。
7. この細則は平成19年3月3日より一部改定する。
8. この細則は平成21年4月4日より一部改定する。
9. この細則は平成22年4月3日より一部改定する。
10. この細則は平成24年5月20日より一部改定する。
11. この細則は平成26年1月11日より一部改定する。
12. この細則は令和2年4月4日より一部改定する。
13. この細則は令和2年7月4日より一部改定する。

甲費についての取り決め

- 第 1 条 本校PTA会員に関する甲費について以下のように取り決めます。
- 第 2 条 本会に所属する会員等にお悔やみ事があった場合、お香典と供花をする。
- 第 3 条 対象者は次の通りです。
教職員の場合 本人
一般会員の場合 会員本人及び子（中小学校在籍児童）
- 第 4 条 会場等により金額面が異なることや、対象者以外のもので役員が必要と認める場合、役員及び学校側と相談の上、支出する。
- 第 5 条 本取り決めの支出があった場合や改正が必要な場合、実行委員会において報告、協議し、総会にて報告する。
- 第 6 条 この支出についてのお返し等は受領しない。
- 付 則 この取り決めは令和3年3月6日から施行し、令和3年3月6日から適用する。

箕面市立中小学校PTAメール配信ガイドライン

- 目的 箕面市立中小学校PTA運営担当者（役員、委員長、その他それらに準ずるもの。以下PTA）からの情報を、迅速・確実に提供し、またメール配信時や管理の際の個人情報取扱いの安全性を高めつつ、さらなるPTAとPTA会員との連携体制を促進する。
- 配信システム ライデンスクール（アルカディア社）
- 管理・運営体制 システム配信における責任者は学校長とし、配信やシステムの管理は学校管理者が行う。
- 利用対象 中小学校児童の保護者・中小学校地区メール配信登録者
- 配信者 情報配信は学校管理者に限定する。
- 配信承認者 情報配信は学校管理者 1 名以上と役員 1 名もしくは各委員長合計 2 名以上の承認が必要。
- 配信内容 本メール配信システムからの内容は以下の通り
・重要なプリント配布等に関する連絡 ・PTA活動の案内・緊急時の連絡
・その他 役員が配信を必要と判断される内容
- その他 このガイドラインに定めない事項は必要に応じてPTA会長および役員の総意により定め、適宜PTA会員へ周知する。またこのガイドラインは年度ごとに見直しを行い、必要で定め、適宜PTA会員へ周知する。またこのガイドラインは年度ごとに見直しを行い、必要であれば改正の上、PTA会員へ周知する。このガイドラインは令和元年12月7日から施行し、令和3年4月3日に改正し適用する。

委員選出について

- 1) 一家庭一児童につきいずれかの委員を引き受けるものとする。但し、全ての会員が一児童につき一回の委員歴がある場合は、二回以上引き受ける事となる。（委員歴が一児童で二回以上となった場合でも他の児童の委員歴とはならない）
- 2) 学級委員・専門委員の選出の際、立候補者を優先とする。立候補者がいない場合は、全ての選出対象者から抽選により選ばれる。
選ばれた者は、引き受けなければならない。出席票または委任状での立候補と、選出当日の立候補は同様に扱う。
- 3) 兄弟・姉妹がいる場合は、上の子を優先とする（双子等多胎児も同様とする）。但し、上の子での委員選出に漏れた場合、下の子での委員選出対象者となる。
- 4) 他校・前校での経歴は、当校の委員経験には該当しない。但し、当校での委員歴があり、該当児童が再転入した場合は、その委員歴は有効である。
- 5) 過去にさかのぼって役員（会長・副会長・書記・会計・学級委員会オール長）を経験した者は、その家庭の全ての児童に対し、以後永久に選出対象外（免除）となる（役員経験時の児童が卒業後も有効である）。ただし、再就任は妨げない。
- 6) また、学級委員会の学年長及び各専門委員会の長・副を経験した者は、以後の委員選出の際、長・副は免除とする。但し、該当者がいない場合は委員毎の話し合い・抽選などに於いて決定する。
- 7) 諸事情により、任期途中で活動ができなくなった場合は、その活動期間に関係なく委員歴とはならない。欠員の出た学級の補欠が引き継ぐ事とする（地区委員は選出方法が違う為補欠は充当しない）。引き継いだ者は、一回の委員歴となる。
なお、補欠の充当は原則として10月末までの欠員とし、それ以降の欠員についてはPTA実行委員会が充当するかどうかを検討することとする（充当しない場合もある）。
補欠は学級委員・専門委員が決定後選出する。補欠は当日立候補がなければ話し合い・抽選などに於いて決定する。
- 8) 幼稚園・他小学校・中学校の役員（会長・副会長・書記・会計）／保育所の保護者会会長／こども会会長／学童の役員（会長・副会長）または学保連役員窓口（1名）、上記の候補者はその年のその家庭の全ての児童に対して選出対象外となる。（委員歴とはならない）ただし、クラス代表選出前に決定している場合のみとする。
こども会校区理事は1年2ヶ月の任期の為、翌年も含め2年間選出対象外、委員歴は一回とする。
- 9) 児童が支援学級に在籍している場合は原則選出対象外とする。ただし、立候補は妨げない。兄弟・姉妹がいる場合、兄弟・姉妹に対しては選出対象とする。ただし、中小ゆうやけの会に入会している事を条件とする。
- 10) 免除項目は上記選出対象外となるもの以外は特に設けない。諸事情（未就園児がいる、要介護の家族がいる等）により引き受ける事が非常に困難な場合は選出の場に出席の上事情を説明するか、委任状に理由書を添付の上、選出の場で理由書を代理で読み上げ、出席者の過半数の承認を得ることにより選出対象外とすることができる。

【実行委員会委員会の主な仕事内容】

実行委員会	実行委員会メンバー	主な仕事内容
	学校長・教頭・会長・副会長・書記・学校書記・会計 学級委員学年長・各専門委員会委員長・副委員長	年10回の会議の開催 学校行事等の準備、手伝い・入学式卒業式参列 その他活動

【学級および専門委員会の主な仕事内容】

共通… 行事（運動会・音楽会・入学式・卒業式・PTA主催イベント等）の協力 朝のあいさつ運動（おあしず運動）の参加
PTA室の清掃等

委員会	委員会名および担当	主な仕事内容
学級委員会 各クラス2名	○ 学級委員会全体：エプロン点検・定例会（年3回、同日開催）、親睦会開催、学級懇談会司会進行と記録、 新委員選出の立会いと司会進行 ○ その他の活動については、下記の（1）～（3）の通り分担 ○ （4）については担当の活動と兼任で活動	
	（1）学年長：6名 （各学年から1名ずつ選出） （オール長副・書記・ベルマーク長副・わくわく長いざれかを兼任）	学年の全ての活動の統括（懇談会・親睦会の責任者兼連絡係） 年10回の実行委員会に出席 オール長は推薦委員会参加（次年度役員候補者の決定まで）
	（2）ベルマーク担当	ベルマーク活動全般 （ベルマークだよりの発行・印刷）（ベルマークの発送・品物交換） （近隣の商業施設等設置のベルマークの収集・整理） （PTA会員の家庭からのベルマーク回収・整理）等
	（3）地域行事担当 （わくわく運動会担当）	各地域行事の実行委員会に出席 景品検品作業・打合せ・準備・各地域行事当日 手伝い全般（各担当）
	（4）イキイキさわやかに学ぶ会担当 （各学年1名・他担当と兼任）	イキイキさわやかに学ぶ会講習会に出席（ひとり年2回）
専門委員会 各クラスどちらか1名 各地区1名	広報委員会 （長・副各1名） （うちわくわく運動会担当2名兼任）	PTAのしおり製本（新年度） 「大地」の発行 行事取材作業 長・副は年10回の実行委員会に出席 わくわく運動会手伝い全般（学級委員会と同内容）
	厚生委員会 （長・副各1名） （うちわくわく運動会担当2名兼任）	「講習会・講演会」の企画 「学校保健委員会」企画（年1回） 給食試食会 献立作成委員会（年2～3回） 五中校区親善球技大会参加 PTAクラブ関連 長・副は年10回の実行委員会に出席 わくわく運動会手伝い全般（学級委員会と同内容）
	校外委員会 （長・副各1名）	登校指導（月2回） 前期・後期バトロール表作成・配布 推薦委員会（次年度役員候補者の決定まで） 地区児童会・地域関連 長・副は年に10回の実行委員会に出席 わくわく運動会手伝い全般（学級委員と同内容）

【箕面市立中小学校PTA組織図】

